

令和7年度 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業募集要領（2次募集）

本要領は、小規模法人のネットワーク化による協働推進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき補助金交付先を募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

1 補助金交付の対象

交付要綱第2条の定めによります。

なお、交付要綱第3条の定め該当する法人は応募できません。

2 補助対象額の算定方法

交付要綱第4条の定めによります。

3 事業実施期間

事業実施期間は、交付要綱に基づき補助金交付決定を行った日から令和8年3月31日（火）までの間とします。

4 応募の方法

（1）募集期間等

令和7年7月1日（火）から令和7年9月30日（火）を募集期間とし、島根県ホームページでお知らせします。

（2）提出書類

以下の①～④の書類について、各1部を提出してください。なお、応募内容については後日照会する場合がありますので、提出書類は写しを取った上で提出してください。

①事前協議書

②事前協議書別紙 事業計画書

③事前協議書別表 所要額内訳表

④前事業年度の事業報告書及び決算書の写し

※応募書類の様式はホームページからダウンロードができます。

＊該当ページ URL

https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/chiiki/syakaihukushi/houjin_service/24network.html

（検索エンジン等で「島根県 小規模法人」と検索していただくと上記ページが上位に表示されます。）

＊県ホームページのトップページからは次の順で進んでください。

トップページ右中段「目的で探す」内「組織情報」→「健康福祉部」内「地域福祉課」→「地域福祉の総合的推進」内「社会福祉法人・事業」→「第2章. 社会福祉事業・施設整備」内「4. 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」

(3) 書類の提出先及び問い合わせ先

〒690-8501

松江市殿町1 島根県庁第二分庁舎4階

島根県健康福祉部地域福祉課福祉基盤・指導監査スタッフ (担当：村上)

TEL：(0852) 22-5253 FAX：(0852) 22-5448

E-Mail：fukukan@pref.shimane.lg.jp

5 補助金交付先の決定

(1) 募集締め切り後、採択審査要領に基づき書類審査を行います。

(2) 書類審査後、補助事業として採択する場合は別途通知を行います。通知後、交付要綱第5条に基づき小規模法人のネットワーク化による協働推進事業費補助金交付申請書(様式第1号)を提出していただくことになります。

(3) 予算残額の状況により、補助基準額が200万円を下回る場合があります。

6 事業実施上の留意事項

(1) 記録の整備

職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してください。

(2) 会計の区分

補助金交付先の法人にて実施している本事業以外の事業と会計を区分して処理してください。